

## 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金のご案内

地震や台風、豪雨等の自然災害（※1）により保健衛生施設等が被災した場合、建物などを復旧（※2）するための費用について、国がその一部を補助する制度があります。

※1 平均風速15m以上、24時間雨量が80mm以上等の条件があります。

※2 原則、原形復旧（被災施設と形状・寸法・材質・位置の等しいもの）

### 【補助の対象となる施設】

○下記は一例です。詳しい内容は、別表をご覧ください。

（保健衛生施設）保健所、市町村保健センター、感染症指定医療機関

新型インフルエンザ患者入院医療機関、地方衛生研究所

（精神保健等施設）精神科病院、精神科デイ・ケア施設

（その他）火葬場、食肉衛生検査所、結核患者収容モデル病室

など

※対象は、施設の所有者でかつ当該事業を行っている法人等です。  
（賃貸借の施設等は非対象）

### 【補助の対象となる費用】

- 建物及び建物付属設備の復旧費用

### 【補助の対象とならない費用】

- 復旧のための費用が80万（感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及びと畜場は40万円）に満たない場合
- 土地（敷地、構内道路、野外運動場など）
- 消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両

### 【この補助金を活用する場合の留意事項】

- ① 補助金を活用して復旧を行う場合、国による実地調査（災害査定）が行われます。補助額は、この査定結果として認められた費用が上限です。
- ② 実地調査の際は、申請者から、災害と被災状況の関係、被災状況と復旧方法、費用の関係や費用の算出根拠などの詳細な説明が必要です。

# 別表

施設名等	施設名
保健衛生施設等	
保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村健診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 HIV検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療機関 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人認知症疾患デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設	食肉衛生研究所
エイズ・結核治療施設	結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設(エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関
医薬分業推進支援施設	医薬分業推進支援センター
血漿採漿センター等施設	血漿分画センター 血漿採漿センター
抗毒素製造施設	抗毒素製造施設
環境衛生施設	火葬場 と畜場